

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例（平成 24 年滋賀県条例第 66 号。以下「条例」という。）の施行後 10 年間に於いて、小規模企業をはじめとする中小企業を取り巻く社会情勢に大きな変化が生じていることから、これらの変化に対応し、中小企業活性化施策をより効果的に推進するため、条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 中小企業の活性化の定義を見直すこととします。（第 2 条関係）
- (2) 中小企業活性化施策の基本となる施策を見直すこととします。（第 8 条関係）
- (3) 滋賀県ちいさな企業応援月間を 10 月から 7 月に変更することとします。（第 18 条関係）
- (4) この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行することとします。